

「電力の小売営業に関する指針」改定案に対する意見

<該当箇所>

- 1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為
 - (1) イ 望ましい行為
 - v) 電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記

<意見>

- ① 需要家が負担する料金の透明性を確保する観点から、発電事業等に係る費用であって、公益性の観点から託送料金又は賦課金により回収するものについて、需要家への請求書・領収書等にその相当額を「記載することが望ましい」とありますが、「記載すること」とし、義務化してください。

① の意見の理由

需要家への請求書・領収書等に、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費相当額（2020年9月で賦課終了）、賠償負担金および廃炉円滑化負担金の相当額を記載することは、料金の透明性を確保するために欠くことのできない措置です。

したがって、その記載は「望ましい」行為ではなく、「義務化」にすべきです。

- ② 賦課金によって回収する、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費相当額（2020年9月で賦課終了）、賠償負担金および廃炉円滑化負担金の相当額を周知するに際して、請求書・領収書に記載するだけでなく、各事業者の Web サイトに分かりやすく表記することを義務化すべきです。

② の意見の理由

9月初め現在、各電力会社の Web サイトに表記されている電気料金関係の明細は、「電気のご使用量のお知らせ」に、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額の説明があるのみです。託送料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金以外の内訳の表記がされているかどうかは「電気のご使用量のお知らせ」欄では確認できません。

また、Web ページ上で、電源開発促進税および使用済燃料再処理等既発電費相当額の単価を明示しているのは「東京電力」のみで、他の電力会社は使用済燃料再処理等既発電費相当額の単価のみの表示になっています。

料金の透明性、公益性を確保する観点から、個々の需要家に届く請求書・領収書だけでなく、すべての電力会社の Web ページにおいてもすべての賦課金の明細が公表、明示される必要があります。

全大阪消費者団体連絡会

事務局長 飯田秀男

〒540-0026 大阪府中央区本町2丁目1-19-430

電話 06-6941-3745